

事 務 連 絡
平成18年 4月25日

各検疫所食品監視担当課 御中

検疫所業務管理室輸入監視係

水に溶解し飲用に供するタブレット状食品の取り扱いについて

今般、標記食品について別添のとおり基準審査課より各都道府県等衛生主管部食品衛生主管課あて事務連絡が発出されたので送付いたします。

なお、今後、同様食品に関する取扱いについて十分留意するようお願いいたします。

別紙

水に溶解し飲用に供するタブレット状食品の取り扱いについて

1. 疑義照会内容

当該品は、粉末状に乾燥した成分を、円盤状に打錠した食品であり、水に溶解し飲用に供するものである。

当該品の形状はタブレット状ではあるが、水に溶解して飲用に供するものであり、粉末清涼飲料となんら差異は認められないため、粉末清涼飲料として取り扱って差し支えないか。

2. 回答

当該品の形状はタブレット状であるが、粉末または顆粒状の食品をタブレット状にしたものであり、水に溶解し清涼飲料水として飲用に供することを目的としていることから、貴見のとおり取り扱われたい。